

印旛利根川水防事務組合議会委員会条例

昭和 39 年 6 月 12 日

印利水条例第 2 号

(常任委員会の設置及び目的)

第 1 条 印旛利根川水防事務組合議会に常任委員会を置く。

2 常任委員会はその所管に属する議案、請願、陳情等の審査及び事務に関する調査を行う。

(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

ただし、議会の議決でその定数を増減し、又はその所管を変更することができる。

名 称	委員の 定 数	所 管
総務常任 委員会	8 人	庶務、財務及び税務に関する事項 会計管理者の所掌に属する事項 監査委員の所掌に属する事項
工務常任 委員会	8 人	水防に係る設備、水防倉庫及び物品に関する事項

(常任委員の任期)

第 3 条 常任委員の任期は、議員の任期中とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(常任委員の選任)

第 4 条 常任委員は議長が議会にはかり選任する。

(正副委員長)

第 5 条 常任委員会に委員長 1 名副委員長 1 名を置く。

2 常任委員会の委員長及び副委員長は常任委員がこれを互選する。

(委員長の職務代理)

第 6 条 委員長事故あるときは、副委員長がその職務を行なう。

2 委員長、副委員長共に事故あるときは年長の委員がその職務を代行する。

(常任委員会の招集)

第 7 条 常任委員会は、委員長がこれを招集する。ただし、初めて常任

委員会の委員長を互選する委員会の招集は、議長がこれを行う。

2 委員長が委員会を招集するときは、あらかじめこれを議長に、通知しなければならない。

(委員長の権限)

第8条 委員長は、委員会の議事を整理し秩序を保持する。

(定足数)

第9条 委員会は、委員定数の半数以上の出席がなければ議会を開くことができない。

(表決)

第10条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

2 委員長は、委員として表決に加わることはできない。

(出席要求)

第11条 委員会は、管理者その他法第121条の規定による関係者の出席を求めるときは議長を経てこれを行わなければならない。

(会議規則との関係)

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和43年8月28日印利水第8条)

この条例は、昭和43年8月28日から施行する。

附 則 (平成22年印旛利根川水防事務組合条例第1号)

この条例は、平成22年7月8日から施行する。